

- 1 監査について
- 2 依命通達について
- 3 収納率の向上について
- 4 人件費について
- 5 公民館の指定管理について
- 6 教育について

〈発言内容〉

お疲れさまです。

ひろしま未来クラブの桑田恭子です。会派を代表して一般質問を行います。

先月22日に新会派の届けを提出し、ひろしま未来クラブを結成いたしました。20年ぶりに1人会派がなくなったのは新聞で知りましたが、すべての会派が制約のない発言権を持ちました。議会がより活発になればと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

**1. まず初めに、監査の質問から始めさせていただきます。**

さきの9月議会では、政務調査費の議論が60年ぶりの議員辞職勧告の決議案の提出にまで発展しました。あのとき、これまで政務調査費についての監査はどのようにになっていたのか、住民監査請求が出されましたか、一部、結果の報告はなされなかったのはどうしてか監査に尋ねますと、住民監査請求とは、広島市に損害を与えてるので損害に当たる金額を返還しなさいというものです。監査の途中で返還されれば監査をする対象の損害がなくなるので監査は中止。よって、住民監査請求に対しての報告もない。返せば調査ができないというのも違和感を覚えますが、そういう説明でした。

住民監査請求は、政治活動目的のものがあるという課題もありますが、地方自治法第242条で、市民が税金の使途について疑問を持ったときに、1人でも監査請求できるのですが、すべてがつまびらかになるものではないのです。

もう1点、政務調査費を監査の対象としているかという点については、平成16年度に包括外部監査「補助金に係る事務の執行状況」というテーマで政務調査費が取り上げられ、意見が出されていますが、通常の監査では監査の対象にはなりにくいものです。

議会事務局は監査の対象ですが、各会派に支給される政務調査費は、各種団体に支給される補助金と同じ性格のものです。議会の政務調査費を特別に監査することは困難であるとの説明でした。しかし、包括外部監査の中間報告では、意見で、「議員との力関係を考えれば、議会事務局が実効性のある監査を実施することは難しいと考えます」の一文があります。刷新されたときは削除されておりましたが、議会事務局も厳しく見ることが難しい税金、それが政務調査費。税

金ではあるが、公金とは言えない。よって、監査の対象にはなりにくいと、奥歯に物が挟まったような説明ではありますか、それが政務調査費ということになります。

このたび、平成20年4月からは、政務調査費の使途については、1円からの領収書添付が義務づけられました。市民はすべての領収書を見ることができ、透明性が高められると同時に、これまで年間一、二件程度であった住民監査請求もふえてくるかもしれません。だれもが簡単に踏み込んでチェックできない政務調査費は、結局のところ、議員一人一人の常識と倫理観が問われているのだということを肝に銘じておかなければなりません。

今後、通常の監査に加えて住民監査請求がふえてきますと、業務に負担が出るのではと思います。事務局長以下28人の職員で公営企業会計から一般会計まで、職員名簿を見ただけでも300を超える部、課に加えて小中高の学校、児童館に保育園などなど、現場の監査を含めると膨大な量の監査になります。

説明では、3人1組のグループをつくり、各局を3分割し、3年で一つの局を監査するとのことです。監査の方法は抽出、過去に指摘したもの、その局の重点的な取り組みのものを中心に行われます。また、監査は業務に支障を来さないように、1ヶ月前に通知をしてから現場に入ります。抜き打ちの監査は、監査委員監査執行規程19条により、特別な場合にできることにはなっていますが、過去には例がありません。監査といえども、随分、現場に配慮が要るものなのだなというのが感想です。

また、実際の監査はどのように、どこまで踏み込んだ監査となっているのか疑問がわいてきます。例えば、一つの課の監査にどれだけの時間がかけられているのでしょうか。出先の監査も行うことのこと。例えば、141校ある小学校には、どれくらいの頻度で出かけられるのでしょうか。きちんと会計処理がされていれば、1ヶ月も前に通知をする必要もないと思います。通知期間はもっと短くてもいいと思いますが、いかがでしょうか。

せっかく行った監査の指摘に対し、同じ過ちが繰り返されている例や指摘事項が生かされない傾向にあると、ホームページ上で監査における課題を挙げておられます。どのような例があるのか、それについての対応はどのようにになっているのかお答えください。

事務局で監査されたものは、監査委員に報告されます。基本的に、毎月1回、2時間程度の会議と聞いています。現在、地方自治法第195条に定められた4人の監査委員がおられます。4人の内訳は、条例で定められた議員2人と、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他の行政運営に関しすぐれた識見を有する者として2人となっています。いずれも任期は4年ですが、議員については毎年交代をしています。識見を有する者についても、1人は慣例なのか、行政職職員であった者が議会の同意を得て選任されています。自治法上、行政職員であった者も1人までは監査委員になることを認めてはいますが、必ずそうでなければならないとは記されていません。広島市の場合、1人は必ず行政職員OBとなっていますが、これは偶然に重なったものなのか、何か特別に理由があるのかお答えください。

監査委員を補助する機関として、監査事務局があります。条例上、任命権者が代表監査委員となっていますが、現実には行政職員の人事異動の中で人事が決められ、配置されています。監査事務局には、専門性が求められるのだと思います。よく聞く鼻の訓練には時間がかかります。専門性を高める取り組みはどのようにされているのか、通常の3年周期での異動ではなく、5年から10年周期の異動はいかがでしょうか。考え方をお聞かせください。

## 2. 次に、依命通達について質問いたします。

平成20年度の予算編成に関する依命通達が、10月17日付でことしも出されております。内容については、過去5年間、大筋では変化がありませんが、20年度については、地球温暖化問題やエネルギー問題に配慮した施策の推進が新しく掲載されています。これについての新規・拡充事業については、シーリングの対象外とすることも明記されています。事務事業の見直しについては、聖域を設けることなく、ゼロベースの見直しを断行するように求める中、真に必要な施策への投資の重点化も明記されています。毎年掲載されている、真に必要な施策とはどのような施策を指すのか、市民、議会、行政が共有できる基準のようなものが示されているのかどうかお答えください。

温暖化の解決への積極的な取り組みを今年度に上げられた理由、拡大される理由をお答えください。拡大される方向性が示されているのか、財源はどの程度確保されているのかお答えください。

## 3. 続いて、収納率の向上について質問いたします。

広島市の市税の収納率は、政令市移行後、平成元年がピークの98.3%、その後、収納率は毎年下がり続け、平成14年度が94.0%と最低を記録し、平成19年度の現在96.0%まで回復をしています。

歳入の確保については、毎年、収納率の向上が挙げられています。市税を初めとする国民健康保険料、保育料、介護保険料、住宅使用料など、11の徴収金に対し、副市長を本部長とする各部局が連携する広島市収納対策本部を平成14年10月に設置し、収納確保を強化する取り組みを始めました。

市税収入だけを見ても、滞納整理強化策として、まず平成15年度には、17人の職員を各区に配置し、収納対策強化担当部長を新たに設けています。平成16年度には、収納職員の徴収技術の向上を目的に、国税局徴収OB職員を1人雇用、さらに特別滞納整理班を設置、さきの17人の職員のうち9人をここに配置しています。平成17年度には、各区の指導を行うため特別指導班を設置、職員3人を昇格させました。また、収納嘱託職員として、17年には3人、18年には5人、そしてことしは11人と増員をしてきました。

決算時に出される審査意見書を見ましても、滞納繰越分の収納率は、平成17年度が22.3%、18年度が23.4%と、収納率は上がっています。この1.1%の収納率の差は、金額にすると幾らなのか。単純に収入未済額に対する収納率で金額を出し、その差というわけではないようです。

決算時の資料からは、平成 15 年度から収納体制を強化してきた結果、金額にして幾らの効果があったのか、それには幾らのコストがかかっているのかなかなかわかりません。予算の依命通達には、「人件費もコストであることを認識」、「新しい発想や手法を取り入れて事務事業の見直しを」と、ここ毎年書かれています。

そこで、質問いたします。

増員、昇格された職員の方々は、配置される以前に比べ、どのような効果的な業務をされているのでしょうか。1 万円の滞納整理を行うのに、幾らの人件費が払われているのでしょうか。徴収金については、住民負担の公平性の確保からして、収納率の向上が使命とされています。現在の社会状況から考えると、今後の収入未済額はふえていくのではないかと考えます。[滞納整理体制は、今後さらにさらに強化されていくのでしょうか、考え方をお聞かせください。](#) たとえ、人件費として持ち出しがあったとしても、取り組み姿勢を見せるため、悪質な滞納者をこれ以上ふやさないため徴収するのだというお考えなのでしょうか、お答えください。

徴収金は滞納にしないことが重要、期日までに納めていただくのが一番です。平成 15 年 4 月に法改正がされてからは、他都市では、コンビニ収納を行っているところもあります。広島市では、手数料が高いことを理由に、現在、水道料金以外では行っていません。水道にできて、どうしてほかにできないのでしょうか。コンビニ収納についての検討状況、方向性はどのようになっているのかお答えください。

#### 4. 続いて、人件費について伺います。

11 月 30 日、「県職労合意スト回避」の見出しが、職員に責任を押しつけるなど訴え、ストに突入しようとする職員の後ろ姿の写真とともに飛び込んできました。記事を読んでいきますと、県側は当初、一般職員給与 4.5% カットを要求。夜明け始業ぎりぎりまでの交渉で、予定より 0.75% 圧縮した 3.75% で妥協。管理職のカット幅は、予定より 0.5% 上乗せし、部局長 7.5%，室長級は 5.5% としています。背景には、財源不足が毎年 600 億円台に達する厳しい台所事情があると報じています。

昨年は、一般職 3% のカットが折り合いが合わず、カット自体を中止しています。これまで何をしていたのかと言いたくもありますが、とにかく将来を見据え、組合も削減をのんでいます。

このような県の状況において、平成 22 年度で中止となる乳幼児医療補助、ひとり親家庭医療費、重度心身障害者医療費の補助金について、市は原状復帰を要望していますが、元に戻る見込みは極めて少ないと思います。県から見れば、広島市は裕福な政令指定都市なのです。なぜなら、18 年度、12 月の議会では、第 2 次健全化計画において、人件費は目標額 120 億円を達成したと、一般職までの給与の削減 3% を、削減期間を 1 年前倒しにして、半分の 1.5% に緩和しました。削減期間は 19 年末で終了。来月からは給与の削減はなくなります。さらに、今年度の給与については、期末勤勉手当を 0.05 力月、1 人平均、年間 2 万円のアップ。全体では、一般会計からの持ち出しじゃないものの 2 億 8000 万円の増額となっています。

ついでに申し上げておきますと、県職員の平均年収は、総務省「平成 18 年地方公務員給与実

態調査」の推計によれば 689 万円、広島市は 795 万円。実に 106 万円の開きがあります。県民税の 40%は広島市民が払っているのだと幾ら豪語しても、余裕のある広島市さんで補助金を肩がわりしてくださいと言われてしまうでしょう。同じ広島県内で、同じ時期にあって、県と市で全く逆の行動をとることに違和感を感じます。広島市財政は豊かになったのでしょうか、広島市の財政健全化は終わったのでしょうか。さきにも述べました、「あらゆる経費に聖域を設けることなく」と予算の依命通達にあります、職員の給与はあらゆる経費に入っていないのでしょうか、お答えください。

毎年、市当局は、この人事委員会勧告についてすれ違いの議論をしてきましたが、世の中のサラリーマンの給与は、平成 18 年度で 434 万円、昨年より 0.4%、9 年連続の減となっています。9 年前の給与と比較すると、サラリーマン家庭は 32 万 4000 円もの減額となっています。さらに、年収 200 万円以下の低所得者層は 1000 万人を突破し、300 万円以下の所得層は全体の 38.8% となっています。これが民間給与の実態です。民間給与の調査対象を 100 人規模から 50 人規模に範囲を広げても、抽出による調査では、これまでと大した違いはありません。民間の実態に近づいたわけではありません。以前、人事委員会勧告の質問をした際、調査対象となる民間は、県と市とでは同じと聞いたのですが、どうして県職員の給与と市職員の給与に 100 万円もの差が生じるのかお答えください。

6 月の一般質問で、人件費削減目標 120 億円を達成しても、ここ数年、人件費が増額になっているのはなぜかとの問い合わせに、局長は、退職金がふえているからと答弁されました。退職金が 100 億円の大台に乗ってくるのは今年度末から。一番の要因は、職員の年齢構成が上がっており、給与が年功的に上昇していく給与体系になっているからです。毎年毎年、努力した者も、さして努力しなかった者も昇給していく会社は世の中にはありません。

今回の人事委員会勧告の意見には、本市においていまだ給与構造改革を行っていないことは遺憾であると、厳しく述べています。この勧告を受けて、今回の給与改定の議案が提案されています。

まず、0.05 力月増額分の財源ですが、職員健康保険組合の事業主負担の見直しを行い、財源を確保するとの説明です。本人 1 に対して、昨年までは事業主が 1.5、本年度は改正されて 1.27。過去にさかのぼると、平成 13、14 年では 1 対 1.94、さらに平成 11、12 年では 1 対 2.34 となっており、現在までの繰越金は 27 億円となっています。事業主負担は税金です。事業主は市民ということも言えると思います。この負担割合は、民間並みに 1 対 1 にするべきでしょう。どのようにお考えかお聞かせください。このたびの給与構造改革で、具体的にどのように年功的な給与上昇を抑制し、職務や職責、勤務実態が給与に反映する仕組みになったのかお聞かせください。

次に、60 歳定年退職後の職員の採用について質問いたします。

職員は、定年退職後 3 年から 5 年の期間、職を保障されています。幹部職員は、経験豊かな人材ということで、現役時代の 6 割の給与で、三セクや外郭団体などに 3 年間、管理職として採用

されることになっているそうですが、優秀とは基準があいまいです。6月に成立した地方公共団体財政健全化法により、今後、三セクの経営状況も数値化されます。これまでどおり、OB職員を優秀な人材としてどんどん送り出していいのか疑問です。せめて、元の役職にこだわらない採用が必要だし、幹部クラスの者であっても、普通のポジションでもよいのではないかと思います。考え方をお聞かせください。

続けて、報酬審議会の設置について質問いたします。

ことし2月の定例会で、市長、助役及び収入役の退職手当について質問が出されております。その際の答弁は、議会の議論を踏まえ、有識者8人による市長等の退職手当について意見を聞く会を開催したこと、退職手当を引き下げる場合は、任期満了直前ではなく、次の任期から行うのが望ましいこと、退職手当は特別報酬審議会の諮問事項とはなっていないが、趣旨からすれば、審議会で審議し、今後、適切な時期に審議会を開催し、検討することが必要であると述べられています。適切な時期はいつなのでしょうか。

市長ほか特別職の報酬、退職手当、同様に議員の報酬、議員は報酬とは別に政務調査費、費用弁償が収入として入ってきます。そういったそもそもの収入について、改選前にはきちんとさせ、その前提条件で選挙が行われるべきであると思います。報酬審議会は、市長の諮問を受けて開催されることとなっていますが、ある程度、常設的に報酬審議会を毎期毎期設置し、それぞれの条件、収入を時代に合ったものにしていく。そのためには、選挙を余り意識しない、最低、改選の1年前には結論が出る方がよいと思います。特別報酬審議会の設置をどのように考えておられるのか、考え方をお聞かせください。

## 5. 次に、公民館の指定管理について伺います。

12月議会に、来年4月から公募による管理とされた8館についての管理団体が決まり、議案となって提案されています。8館とも、ひと・まちネットワークが管理者となっています。各区1館を公募にした理由は、民間の管理運営と比較・検証するためということだったと思いますが、すべてがひと・まちネットワークの管理だと検証ができないのではないかと思いますが、いかがですか。比較・検証がされないまま、他の公民館も、今後、公募されていくのかどうか、どのように考えておられるのかお答えください。

以前も申し上げましたように、公民館については、極端な言い方をすれば、直営でもよいのではないかとの考え方を持っています。公民館のあり方についての方針が示されないまま指定管理者の導入になりました。現状では、非公募を継続し、公としてのかかわりを持つことが、今後の高齢社会への対応、地域との協働を進める上で必要と考えます。非公募としても、現在のような1館ごとの管理運営ではなく、調整館機能を充実させ、各区でまとめての指定管理の方が無理なくコストの削減ができると思いますが、いかがでしょうか、意見をお聞かせください。

公民館は、広島市全体で、年間約400万人が利用する施設です。70館ありますので、各公民館6万人が利用する施設です。広島市として、公民館についての運営方針、有効活用が見えて

こないのは、宝の持ちぐされです。公民館は貸し館業ではありません。社会教育の場、生涯学習の場、地域活動の拠点となるべく方針を立てるべきだと思いますが、いかがお考えですか。

## 6. 最後に、教育について2点質問いたします。

まず、学校の適正配置についてです。

ことし 11 月、安佐北区にある明治 7 年開校の日浦西小学校の廃校についての報告がありました。現在、児童数は 2 学級 5 人、来年度は 2 学級 2 人という予定のところ、地元住民、保護者の合意がとれ、廃校とすることになったとの説明でした。

まず思ったことは、ここまで学校を存続させなければならなかったのかということです。昭和 50 年から児童数は 20 人程度。平成 15 年度までは新入生も入ってきましたが、翌年からはゼロ人。地元の子供も、隣の日浦小学校に入学しています。ここ数年の児童数は 10 人を切っています。学校は集団で学習する場です。子供たちは、集団の中で人ととの交流を学びます。集団の中で規律を学びます。子供たちの教育を考えたとき、もっと早い段階での措置が必要だったのではないかと思います。地域の核でもある学校の今後について、地元住民や保護者との話し合いをもっと行うべきだったと思います。

現在、広島市には、141 校の小学校があります。複式学級を行っている学校は、日浦西小学校を含め 9 校。1 学年 1 クラスの小学校を合わせると 22 校となっています。今後しばらくの間、児童数の増加が見込まれる小学校は、山本小学校、瀬野小学校など数校です。市立小学校の児童数は、昭和 57 年度の 10 万 6253 人をピークに減り続け、最近は約 7 万人の横ばい。今後は減少傾向にあります。

このたびのような学校の廃校や統廃合は、県レベルでは既に三次や尾道市などで行われており、今年度 4 月には九つの学校が廃校となっています。同様に、政令市レベルを見ましても、ここ数年で統廃合を実施した都市がふえており、17 政令指定都市中 14 の政令市が統廃合の取り組みを行っています。

地域の学校がなくなってしまうのは、コミュニティーの核を失うことともとられます。取り組みの裏には、長期にわたる検討と、地元住民や保護者との話し合いの努力があります。広島市は、これまで何もしてこなかったと言っていいでしょう。本来は、市としての適正な学校規模、適正配置の方針と基準があって、耐震工事の計画や少人数学級の計画が行われていくべきでしょう。なぜ、広島市としての取り組みがおくれたのか、理由をお聞かせください。今後、学校の適正規模、適正配置についてどのように方針で決めていくのかお答えください。

次に、スクールカウンセラーと特別支援教育について質問いたします。

スクールカウンセラーは、平成 18 年度より全中学校へ配置されていますが、運用についてはかなりの差があることがわかってきました。各学校のスクールカウンセラー担当の教員や教頭、校長の管理職の考え方、取り組み姿勢によって、せっかく配置されたカウンセラーがしっかりと活用されていない実態があるのではないかですか。

もともと週1回の学校訪問では、対応が中途半端になって難しいとの意見は聞いていましたが、それ以上に計画の立て方、生徒とカウンセラーのコーディネートの仕方などが、担当教員の熱意によって違ってくる。スクールカウンセラーからスクールカウンセラー同士、また学校の担当教員や教育委員会も交えての話し合いの場、あるいは区単位の会議などを検討してみてはどうかとの意見をいただいております。さまざまな状況があると思いますが、スクールカウンセラーと担当教員との連携は重要です。現状はどのようにになっているのかお答えください。これらについての教育委員会のサポートはどのようになっていますか、お答えください。

スクールカウンセラーは、いじめや不登校といった生徒の問題行動に対しての対応を目的として始まったものだったと思いますが、実際にはLD、ADHDなど、発達障害の子供たちに関する相談もふえてきていると聞いています。また、特別支援学級の先生からの相談もあると聞いています。スクールカウンセラーによる発達障害の子供たちへの支援についてはどのように考えておられますか、お答えください。

関連して、障害のある子供のことで保護者から相談がありましたのでお聞きいたします。

相談の内容は、小学校から中学校に進学するとき、子供の状態が十分に説明されていなくて、各教科の先生に説明しなければならなかった。子供の状況を整理したものがなかったので、つくれってもらった。同様の相談を数年前にも受けたことがあります、教育委員会は個別の指導計画をつくり、小中の連携はできているとの説明でしたが、実際にはまだまだできていないのではないかでしょうか。広島市は、障害を持った子供でも、普通学級に在籍するか、特別支援学級に在籍するかは選べるようになっています。発達障害の子供たちもふえてきています。個別の指導計画の作成はどのようになっていますか、活用の状況はどのようになっていますか、お答えください。今後の取り組みについてもあわせてお答えください。

以上で質問を終わらせていただきます。

長らくの御清聴、ありがとうございました。